

第 4797 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 8月21日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 青色申告の承認の取消し

**Q**：青色申告の承認は、一定の場合に取消されることがあるそうですが、どのような場合に取消されるのですか？

**A**：次のような場合は取り消されます。

### 【解説】

青色申告の承認は、次のいずれかの場合に取消されることとなっています。

- ①その事業年度（個人の場合はその年）に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が財務省令の定めるところに従って行われていないこと  
帳簿書類の備付け等とは、物理的に帳簿書類が存在するにとどまらず、提示するものも含み、税務調査時の再三にわたる帳簿書類提示の要求を正当な理由なく拒否することは承認取消事由に該当し、その提示されなかった年分のうち最も古い年分以降の年分について、その承認を取り消す
- ②その事業年度に係る帳簿書類について法に定める税務署長の指示に従わなかったこと
- ③その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録した事項の全体について、その真実性を疑うに足りる相当の理由があること
- ④法人については、確定申告書又は清算中の所得に係る予定申告書をその提出期限までに提出しなかったこと
- ⑤連結納税の承認取り消しがあったこと

